

令和4年度後期高齢者医療被保険者証更新案内
ポスター等作成及び封入封かん業務委託

1 作成物

① 後期高齢者医療被保険者証更新案内ポスター

- (1) 数量 18,000 部
- (2) サイズ B3・カラー（縦）
- (3) 紙質 コート紙 135 k g
- (4) 内容 受託者成果物をベース（デザイン料も含む）とし、必要に応じて修正を加える。
デザインについては、被保険者証が新しくなる（証の色と有効期限等の変更）こと、発送が7月中に簡易書留郵便等で行われること及び該当する方には年度内に被保険者証を2回交付することを全面に出した内容とする。
A4サイズのチラシ（作成物②）にも転用するため、字の大きさに配慮する。
- (5) 校正 関係機関との協議のため、校正原稿（カラー版）は10部納品とする。
校正 2回 色校正 2回

② チラシ

- (1) 数量 18,700 部
- (2) サイズ A4・表面カラー 裏面 黒1色
- (3) 紙質 コート紙 四六判 63 k g
- (4) 内容 表面は①のポスターの縮小版とする（字の大きさに配慮）。
裏面「保険者一覧」は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局（以下、広域連合という）作成の原稿（電子データ）渡しとする。引き渡し日等については、契約締結後別途協議とする。
- (5) 校正 校正 2回 色校正 2回

③ 通知文

- (1) 数量 16,700 部
- (2) サイズ A4・表面のみ 黒1色
- (3) 紙質 上質紙四六判 55 k g 程度
- (4) 内容 広域連合作成の完成原稿（電子データ）渡し。引き渡し日等については、契約締結後別途協議とする。
- (5) 校正 1回

④ 送付用封筒（宛名付き）

（１）数量 16,000 部

（２）サイズ 角 2 窓なし 黒 1 色

上記の他、封筒の外側から見て封入物が透けて見えないように、封筒の内側に地紋を 1 色印刷すること。

表面上部に送付先情報等を、表面下部に差出人(広域連合)の情報を記載する。

※直接印刷（宛名は送付先シール貼付対応も可とする）。

※送付先情報等の宛名の後に「御中」を記載すること。

※送付先情報は広域連合作成の原稿（電子データ）渡し。引き渡し日等については、契約締結後別途協議とする。

※送付先はすべて神奈川県内とする。

（３）紙質 上質紙 70kg

（４）校正 1 回

2 封入・封かん

① 方法

「1 作成物」の「④送付用封筒」に、「①ポスター」は四つ折り、「②チラシ」及び「③通知文」は折らずに、「③通知文」を一番上にし、封入・封かんする。

② 封筒の区分

封かんした封筒は、郵便番号順に並べ替え、郵便区番号（郵便番号上 5 桁）ごとに区分すること。

区分した封筒は、差出郵便局が交付する用紙に「郵便区番号（郵便番号上 5 桁）」及び「特割」と朱書きしたものと同時に紐等で結束し納品すること。

封入封かん数が 16,000 件に満たない場合は、残数を「3 納品」に従い、広域連合に納品すること。

③ 部数

16,000 部

ただし、部数は令和 4 年 4 月以降に確定するため、契約締結後に指示する。

3 納品

① 封入・封かんしたもの

納品場所 広域連合または指定する郵便局

② 封入・封かんしていないもの

(1)

方法 「1 作成物」の「①ポスター」は四つ折り、「②チラシ」及び「③通知文」は折らずに、「③通知文」を一番上にし、1部毎にクリップ又は帯封等により仕分けることとする。

納品数 以上の方法により仕分けたものを、700部

納品場所 広域連合が指定する横浜市内の1か所

(2)

方法 「1 作成物」の「①ポスター」は四つ折り、「②チラシ」は折らないこととする。

納品数 以上の方法により、「①ポスター」は1,300部、「②チラシ」は、2,000部（50部毎に帯封）

納品場所 広域連合

③ PDF ファイルの提供

色校正の終了後、原稿をPDFファイルに変換したものを広域連合に納品すること。

4 納品時期

5月下旬を予定

5 履行期間

令和4年4月1日から令和4年6月15日まで

6 支払い

業務ごとの契約単価に処理件数を乗じた額（その額に1円未満の端数がある場合は端数を切り捨てた額）の合計額に、取引にかかる消費税額（地方消費税額を含む）として100分の10を乗じた額を加算して受託者に支払うものとする。

7 契約不適合責任

- ① 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（受託者が広域連合に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合を含む。）

は、広域連合は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求（不適合が広域連合の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- ② 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を広域連合に引き渡した場合において、広域連合がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、広域連合は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

8 その他

- ① ポスター等の著作権は全て広域連合に属するものとする。
- ② 当該落札決定の効果は、令和4年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和4年4月1日の令和4年度予算発効時において効果を生ずるものとする。